

堺市監査委員公表第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 29 日

堺市監査委員	小	堀	清	次
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果報告

第1 監査の種類

出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

1 出資団体監査

社会福祉法人堺市社会福祉事業団

2 公の施設の指定管理者監査

堺市立北こどもリハビリテーションセンター、
堺市立南こどもリハビリテーションセンター

第3 監査の対象期間

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和4年11月1日～令和5年3月29日

第5 団体の概要

1 設立年月日

平成5年7月20日

2 設立目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

3 基本財産

500万円

（本市出捐額500万円、基本財産に占める割合100%）

4 所管部局

健康福祉局 障害福祉部 障害支援課

5 役員及び職員数（令和4年3月31日現在）

理事長	1人
理事	5人
監事	2人
職員	198人（プラザ管理部長が理事を兼務） うち常勤職員116人、非常勤職員24人、短期契約職員58人

6 事業状況

令和3年度における社会福祉法人堺市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の主な事業は、以下のとおりである。

(1) 堺市立こどもリハビリテーションセンター指定管理業務

ア 児童発達支援センターの運営

- (ア) 医療型児童発達支援センター（第1つぼみ園、第1もず園）
- (イ) 福祉型児童発達支援センター（第2つぼみ園、第2もず園）

イ 診療所の運営（つぼみ診療所、もず診療所）

ウ 地域支援に関する業務

- (ア) 相談支援事業（障害児相談支援、基本相談支援、計画相談支援）
- (イ) 保育所等訪問支援事業
- (ウ) 障害児等療育支援事業（通所教室等）

エ 児童発達支援センター等利用にかかる相談支援事業

(2) 堺市立健康福祉プラザ指定管理業務

7 財政状態及び経営成績

事業団の令和3年度の貸借対照表及び事業活動計算書は、別紙参考資料のとおりである。

第6 堺市との関係

堺市は、基本財産の全額500万円を出捐している。

堺市が令和3年度に事業団に委託している業務は、こどもリハビリテーションセンター手数料徴収事務業務54万5,500円である。

また、堺市は平成16年度から事業団を堺市立北こどもリハビリテーションセンター及び堺市立南こどもリハビリテーションセンターの指定管理者に、平成22年度から堺市社会福祉事業団・堺障害者団体連合会・フィットネス21事業団共同事業体（代表団体が事業団）を堺市立健康福祉プラザの指定

管理者に指定している。

なお、堺市職員の派遣は行っていない。

第7 指定管理者となっている公の施設の概要

1 所管部局

健康福祉局 障害福祉部 障害支援課

2 指定管理者

社会福祉法人堺市社会福祉事業団

3 指定の期間及び指定管理に係る経費

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

令和3年度の委託料 6億1,431万3,000円

4 施設名及びその主な内容

○名称 堺市立北こどもリハビリテーションセンター

所在地 堺市西区上野芝町2丁

設置年月 平成15年4月

設置目的 心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の早期療育体制の充実と福祉の増進を図ることを目的とする。

施設規模 鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階建

鉄筋コンクリート造 2階

敷地面積：6,609.25㎡

延床面積：6,424.32㎡

施設内容 1階 遊戯室・指導訓練室(8)、観察室、職員室、相談室等

2階 作業療法室、理学療法室、会議室、診察室等

地下1階 駐車場、消火ポンプ室、受水槽室

○名称 堺市立南こどもリハビリテーションセンター

所在地 堺市南区城山台5丁

設置年月 平成6年4月

設置目的 心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の早期療育体制の充実と福祉の増進を図ることを目的とする。

施設規模 鉄筋コンクリート造 地上4階、地下1階建

敷地面積：5,871.38㎡

延床面積：5,575.95㎡

施設内容 1階 指導訓練室(7)、トイレ指導室、浴室、職員室、調理室等

2階 作業療法室、運動療法室、言語療法室、診察室等

3階 医局、事務室、理事長室等

4階 機械室

地下1階 機械室、自家発電機室、電気室等

屋外 訓練器具製作室、立体駐車場等

5 事業状況

＜利用状況＞ 令和3年度

(単位：人)

事業内容	延べ利用児 (者)数
堺市立北こどもリハビリテーションセンター	
第1もず園（医療型児童発達支援センター、定員20名）の運営	1,385
保育所等訪問支援事業の運営	68
障害児相談支援事業の運営	1,350
第2もず園（福祉型児童発達支援センター、定員100名）の運営	18,623
もず診療所の運営	5,525
堺市障害児等療育支援事業の運営（通所による相談・指導）	1,425
堺市立南こどもリハビリテーションセンター	
第1つばみ園（医療型児童発達支援センター、定員30名）の運営	2,819
保育所等訪問支援事業の運営	41
第2つばみ園（福祉型児童発達支援センター、定員50名）の運営	10,419
つばみ診療所の運営	6,974
障害児施設利用にかかる相談支援事業の運営	985
堺市障害児等療育支援事業の運営（通所による相談・指導）	1,349

<収支状況> 令和3年度

(単位：円)

	金額
収入	1,053,752,386
指定管理料	614,313,000
利用料金	438,583,386
その他	856,000
支出	1,125,735,331
人件費	812,291,931
賃借料	131,600,542
業務委託費	35,611,920
その他	146,230,938
収支差額	△71,982,945

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

第8 出資団体監査の項目及び結果

団体において事務事業が設立目的（出資目的）に沿って執行されているか、財務諸表等は基礎となる会計帳簿に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 規程等について

定款及び経理規程等の諸規程は整備されているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり意見を付す。

[適正かつ効率的な事務執行について（意見）]

事業団では、経理の基準を定め、適切な経理事務を行い、支払資金の収支の状況、経営成績及び財政状態を適正に把握することを目的に経理規程を定めている。

当該規程に基づく事務を確認したところ、計算書類の注記や固定資産現在高報告書において、経理規程の定めと異なる取扱いとなっている事務が見受けられた（計算書類にソフトウェアに係る減価償却累計額を注記していなかったこと、固定資産現在高報告書で「有形リース資産」を「器具及び備品」に含めていたこと）。

また、上記の固定資産現在高報告書を確認したところ、当該報告書は、毎会計年度に作成する計算書類の附属明細書（「基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書」）（以下「附属明細書」という。）と重複する内容となっており、補助簿である固定資産管理台帳、実地棚卸の実施報告及び附属明細書の作成により代替できるものであった。

このようなことから、事務改善等の観点も踏まえ、見直しも視野に入れて経理規程を精査するとともに、適正かつ効率的な事務執行に努められたい。

2 経理について

会計経理は適切になされ、財務諸表等は法令等に準拠し、財政状態及び収支状況を適正に表示しているか、会計帳簿の整備及び記帳は適切か、また、証拠書類の整備及び保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 財産管理について

資金の運用は適切に行われているか、また、財産管理は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 事業運営について

出資者としての権利行使は適切に行われているか、出資団体の財政状態及び収支状況を把握し、適切な指導監督を行っているか、設立目的に沿った事業運営が適切に行われているか、また、委託契約に基づく義務の履行は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 事業団は、契約時には適切に契約書を作成し、又は、請書等を徴すべきところ、以下のものがあった。

ア 堺市立北こどもリハビリテーションセンター防災設備保守点検業務について、受注者から徴した請書において特約条項の一部が欠落していた。

イ 堺市立児童発達支援センター（4園）児童等送迎用自動車借上げ業務について、契約書では年間運賃額の算出基礎を基にマイクロバスに係る契約金額の精算等を行うこととしていたにもかかわらず、契約書に当該算出基礎を記載した書面を添付していなかった。

第9 公の施設の指定管理者監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 指定管理者指定の手続について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理を

する必要がある。

- (1) 基本協定書では、指定管理者は、事業報告書に指定管理業務の収支状況を記載することとされているが、指定管理業務に係る保険料払戻金（精算金）（第1もず園4万7,970円、第1つぼみ園3万6,777円）も指定管理業務の収支状況に含めるべきとは認識しておらず、収支報告に計上していなかった。

4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 指定管理者は、基本協定書に基づき、堺市立こどもリハビリテーションセンター条例（以下「条例」という。）で定める額の範囲内において、事前に市の承認を得て利用料金を定めるものとされている。

しかし、基本協定書及び仕様書で市の収入とされている診断書及び証明書の発行手数料について、指定管理者は、誤って利用料金として料金設定の申請を行い、市はそれを承認していた。

- (2) 指定管理者は、基本協定書に基づき、市が定める基準（以下「基準」という。）に従い、利用料金を減額又は免除することができるとされている。基準では、生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属する児童の予防接種に係る費用（利用料金）を免除できるとしている。

一方、市が管理運営する場合の要件等を規定した堺市立こどもリハビリテーションセンター条例施行規則（以下「規則」という。）では、生活保護等の受給や扶養義務者の市民税又は所得税が非課税の場合に、児童の予防接種に係る費用等（診療料金等）を減免できるとしている。

利用料金の減免を確認したところ、指定管理者は、誤って規則の要件により減免を行っているものがあった。また、市は、規則の減免要件を改正した際に、基準を適切に改正していなかった。

[利用料金の設定について（意見）]

利用料金は、基本協定書に基づき、条例で定める額の範囲内において、事前に市の承認を得て指定管理者が定めるものとされているが、給食費以外の障害児通所支援や障害児相談支援等に係る利用料金（以下「障害児通所支援等の利用料金」という。）について、指定管理者は、当該利用料金に係る市の承認を受けていなかった。

しかし、障害児通所支援等の利用料金は厚生労働大臣が定める基準等により費用が算定されるものであって、本来、指定管理者の主体性により利用料金を設定する余地はないものである。市は、指定管理者に利用料金を設定させるという現行の条例について、見直しの必要性があるか検討されたい。

6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 指定管理者は、切手の受入れ及び払出しを切手受払簿で管理している。令和4年12月14日に実地調査した結果、相談支援室もずにおける切手の受払いに当たり、責任者である園長の決裁を受けずに受払いしているものや、受入時に担当者の印を押印していないものがあった。